

(別添 3)

業務委託仕様書

1 業務名

徳島県「こどもの居場所」機能強化支援事業（「こどもの居場所」多様化推進事業）不登校のこどもの居場所コーディネート業務

2 事業の目的

徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドラインに基づき、安全で安心な「こどもの居場所」の量・質両面からの充実を図り、支援が必要な子どもや家庭を早期把握し支援へつなぐ機能を強化する。

3 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

4 業務の内容

不登校のこどもの保護者の交流の場づくりやピアサポート等の保護者支援を通じ、不登校のこどもをフリースクール等の居場所につなげるコーディネートを実施するとともに、こどもと家庭の孤立防止のため、保護者のネットワークづくりを推進する。

(1) 不登校のこどもの保護者に対し、気軽に悩みや経験を共有できる交流会を開催し、寄り添い支援を実施する。

①開催場所及び回数

3 圏域毎に少なくとも 1 回以上、計 3 回以上参集により開催

②内容

当事者のみの茶話会だけでなく、支援者や有識者を招聘した講演を組み合わせる等、不登校のこどもの家庭支援に資する内容とすること。

(2) 支援情報の収集

市町村が設置する教育支援センターやフリースクール、親の会等の不登校のこどもと保護者を対象として相談支援・学習支援を行う居場所や相談窓口等の支援情報を収集する。

(3) 上記 (1) に参加する保護者のニーズ及びこどもの意向等を勘案して、上記 (2) において収集した支援情報を活用し、こどもと家庭を居場所や相談窓口等につなぐコーディネートを実施しする。

(4) 次の内容を含んだ報告書を作成し、PDF で提出すること。なお、提出された報告書は県ホームページに掲載するとともに、こども家庭庁に提出する（本事業が国の令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）こどもの居場所づくり支援体制強化事業を活用しているため）。

① (1) の実施内容及び実績、運営上の工夫及び課題

② (2) で収集した情報一覧

③ (2) の実施内容及び実績、運営上の工夫及び課題

(別添3)

(5) 留意事項等

当該業務の実施にあたって、参加者からの費用は原則徴収しないこと。

5 実績報告等

本業務の実績報告として、次のとおり県に提出すること。

(1) 事業実施報告書

4 (4) のとおり。

(2) 収支決算書

(3) その他必要と認められるもの

6 経費等について

(1) 経費の内容

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担することとし、県は委託料以外の費用を負担しない。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。なお、茶話会の開催に係る食糧費等が過大とならないよう十分留意すること。

7 その他

(1) 著作権等

この事業に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、この事業に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 再委託の制限

受託者が本事業業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(5) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該事業の目的に反すると認められるときは、

(別添3)

必要な是正措置を講ずるよう求める。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。